明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○人権教育・啓発に関する基本計画の一部を変更する件（法務・文部科学一）　一
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件（農林水産八一二）　二
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚についての登録認定機関の登録の失効に関する件（同八一三）　三
○保安林の指定をする件（同八一四～八二一）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四〇四～四〇八）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二三五）　五
○都市計画に関する件（北陸地方整備局五六）　五
○道路に関する件（同五七）　五
○道路に関する件（中部地方整備局九三、九四）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七八～八一）　六
○道路に関する件（北海道開発局四九）　七

〔国会事項〕

内閣　内閣府　外務省　八

〔人事異動〕

内閣　内閣府　外務省　八

〔叙位・叙勲〕

九

〔皇室事項〕

九

〔官庁報告〕

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　九

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

機械受注統計調査報告（平成二十三年二月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一

特殊法人等

文部科学省共済組合定款の一部変更、出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　一一

会社その他

金融商品取引業者に対する行政処分、職員の免職処分関係　一二

告　示

法務・文部科学省告示第一号

人権教育・啓発に関する基本計画（平成十四年三月十五日閣議決定）の一部が変更されたので、公表する。

平成二十三年四月十九日

法務大臣　江田　五月
文部科学大臣　高木　義明

人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について

〔閣議決定　平成23年4月1日〕

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第4章2中(12)を(13)とし、(11)の次に次の事項を加える。

(12)　北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。